

平成29年度 第3回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成29年6月22日（木） 午後2時 開議
城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第1回臨時会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第2回定例会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第7号 城辺地区中学校統合計画（案）の承認について
- 日程第6 議案第8号 城辺地区統合中学校用地選定委員会設置要綱（案）について
- 日程第7 その他 宮古島市公立幼保施設認定こども園の移行について
- 日程第8 その他 宮古島市放課後児童クラブ整備計画（案）について
- 日程第9 その他 平成29年度一般会計補正予算（第1号）【教育費関連】
- 日程第10 その他 平成29年第3回市議会定例会（6月）一般質問要旨・答弁（教育部・生涯学習部）
- 日程第11 その他

議案第7号

城辺地区中学校統合計画（案）の承認について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年6月22日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

上記の案件については、城辺地区中学校統合計画策定委員会設置要綱の所掌事務第2条により、教育委員会に報告し承認を得る必要があるので、本案を提案します。

城辺地区中学校統合計画（案）

城辺地区中学校統合計画策定委員会

1 城辺地区中学校統合計画策定にかかる基本方針

城辺地区の中学校統合については、以下の基本方針に従い、統合計画を策定します。

(1) 城辺地区の統合中学校の新設

城辺地区の4中学校を統合し、新しい中学校として新設します。そのため、学校名や校章、校歌、制服等を制定します。

(2) 城辺地区中学校統合の時期

宮古島市学校規模適正化基本方針に従い、平成33年度までに城辺地区の4中学校を1校に統合します。

(3) 城辺地区の統合中学校の位置

城辺地区4中学校の既存施設（普通教室・管理棟）の築年数が新しく、耐震性も有していることから既存の施設を活用しながら、新たに必要となる施設を整備していきます。

従って、城辺地区の統合中学校は、福嶺中学校・城辺中学校・西城中学校・砂川中学校のいずれかの位置に選定します。

(4) 統合中学校の位置の選定

城辺地区中学校規模適正化に関する保護者アンケートの結果では、「自分の子どもの通う学校を活用していく方が良い。」という意見が多くなる傾向が見られました。

そこで、第三者による「城辺地区統合中学校用地選定委員会」を設置し、評価項目による比較検討を行い、候補地の選定を行います。

(5) 閉校となり使用されなくなった学校施設の活用

城辺地区中学校の統合により使用されなくなった学校施設については、地域の要望も勘案した跡地利用の方法について検討を行います。

2 城辺地区中学校統合により目指す学校

城辺地区の生徒が一つの中学校で学ぶことによって、一定の集団の規模を確保できます。城辺地区唯一の中学校として、これまで以上に人と人とのかかわり（友達・地域・先生）が広がり、学び合い、鍛え合い、支え合いながら共に成長できる学校を作ります。

(1) 人とのつながりや友人関係が広がる学校

子ども達が将来、社会に出ていろいろな人と出会いながら自立し、自己実現を図るためには、社会性を育成することが必要です。核家族化や少子化等により学校以外で集団で遊んだり、学んだりする機会が少なくなっている現在、学校で多くの友達と触れ合い、切磋琢磨しながら成長できる学校を目指します。

(2) 教科等の学習の充実が図られる学校

一定の集団規模を確保することで、学習や運動においての人間関係の固定化を防ぐことができ、さらに、集団での学びにより多様な考えに触れることで、深く考える学習が展開できます。互いの個性を磨き合い、学び合う学校を目指します。

(3) 生徒に対する指導の充実が図られる学校

経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員を配置することができ、様々な学校の課題に組織的に対応することが可能になります。また、多くの教職員との触れ合いの中で生徒の夢や希望を育む学校を目指します。

3 目指す学校像を具体化する城辺地区統合中学校整備の視点

城辺地区中学校統合により目指す学校像を実現するために、人と人とのかかわりが広がり、学び合い、鍛え合い、支え合いながら共に成長できる学校、また、地域とつながり、城辺地区の伝統を引き継ぎながら新しく発展させる学校を創るための計画を策定し、平成33年度4月の開校へ向けて準備を進めていきます。

- (1) これから変化の激しい社会を生きていく子ども達により良い教育環境(人的・物的)を整え「生きる力」を育む学校の整備
 - ・特色あるカリキュラムの編成による魅力のある学校づくり
 - ・生徒数及びクラス数の増加や魅力ある学校づくりに対応した学校施設の整備
 - ・バランスのとれた教職員の配置 等
- (2) 城辺地区の中学校統合による子ども達の負担を最小限に抑えるとともに、保護者の負担軽減に配慮した教育環境の整備
 - ・スクールバスの効果的な導入
 - ・統合前の交流活動及び統合後の生徒の心理的ケア 等
- (3) 保護者や地域の意見等を伺いながら、地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子ども達の成長を支える学校づくり
 - ・地域のコミュニティの場としての学校施設等の整備
 - ・地域を学んだり、地域の人材を活用した学習の導入 等

4 城辺地区統合中学校開校までの主なスケジュール

第Ⅰ期を平成28年度から平成29年度とし、城辺地区中学校統合計画策定委員会において作成した「城辺地区中学校統合計画(案)」について保護者や地域への説明会を行い、意見・要望等を伺います。その後、保護者や地域の方々の意見・要望を反映した「城辺地区中学校統合計画」を策定します。

また、城辺地区統合中学校用地選定委員会を設置し、城辺地区の4中学校の中から城辺地区統合中学校の用地の選定も行います。

第Ⅱ期を平成30年度から平成31年度とし、保護者や地域の方々、学校関係者等で構成する「城辺地区中学校統合協議会」を設置し、「城辺地区中学校統合計画」の実現へ向けて、学校施設の整備やスクールバスの導入、校名・校歌・校章の制定等、開校へ向けての条件整備を平成31年度までに行います。

第Ⅲ期を平成32年度とし、管理職等の配置を行い、開校準備室を立ち上げ、年間指導計画、教育計画の作成などの教育課程の編成を行います。

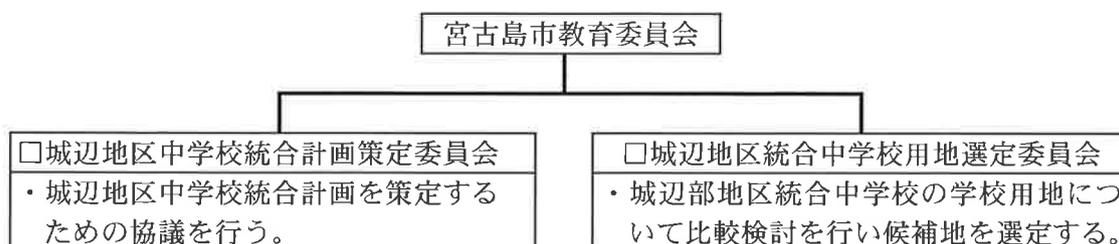
また、開校式、開校記念事業等、平成33年4月の開校へ向けての準備を行います。

第Ⅰ期(平成28年度～平成29年度) 城辺地区中学校統合計画の策定・公表	
□城辺地区中学校統合計画策定委員会	・城辺地区中学校統合に関する保護者の意向調査
□城辺地区統合中学校用地選定委員会	・保護者や地域への説明会の実施
	・保護者や地域の意見等を計画への反映
	・城辺地区統合中学校用地の選定
	・城辺地区中学校統合計画の策定及び公表
第Ⅱ期(平成30年度～平成31年度) 城辺地区中学校統合実施計画の策定	
□城辺地区中学校統合協議会	・特色あるカリキュラムの検討
	・城辺地区統合中学校施設設計及び建設
	・校名、校章、校歌等の制定
	・スクールバス等通学手段の整備
	・使用されない学校の活用について検討

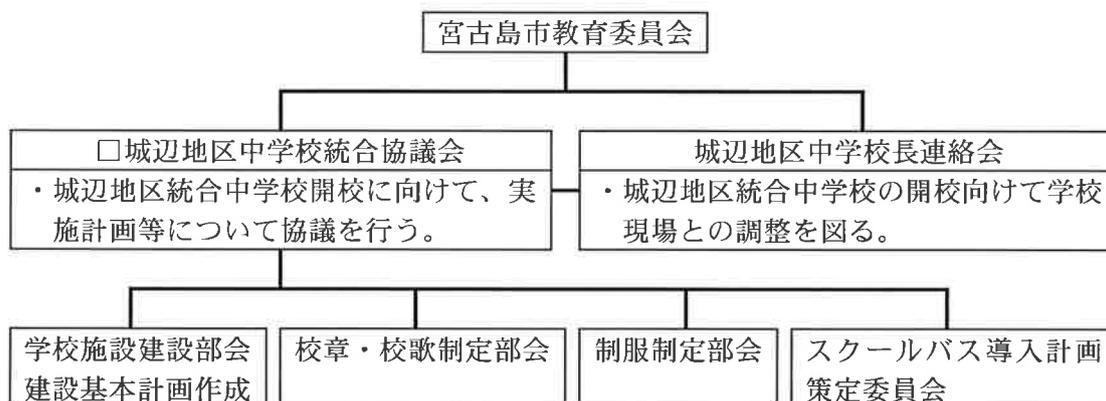
第Ⅲ期（平成32年度）城辺地区統合中学校開校準備	
<input type="checkbox"/> 城辺地区中学校統合協議会 <input type="checkbox"/> 城辺地区中学校開校準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城辺地区統合中学校施設建設終了 ・ 管理職配置 ・ 教職員の配置 ・ 教育計画、年間指導計画等作成 ・ 開校式、開校記念事業準備
<input type="checkbox"/> 平成33年4月城辺地区統合中学校開校	

5 組織図

(1) 第Ⅰ期組織図（平成28年度～平成29年度）



(2) 第Ⅱ期組織図（平成30年度～平成31年度）



6 おわりに

学校規模適正化の取組は、宮古島市の将来を担う子ども達の「生きる力」を育む教育環境づくりを目指すものです。子ども達が将来、変化の激しい社会の中で自立して生きていくために多くの友達と切磋琢磨できる教育環境の整備は、これからますます重要になってくるものと考えています。

また、一定規模の学習集団を構成できる学校規模適正化の取組を進めることは、学校間格差を縮め、義務教育の水準向上を図るための基礎的な条件整備として必要です。

これから、城辺地区の中学校統合、そして新しい中学校の開校にあたっては、学校を学びの場として第一に考え、保護者・地域・学校・行政が一体となって宮古島市の将来を担う子ども達のよりよい学校教育の整備に向けて取り組むことが望まれます。

子ども達がより良い教育環境の下で、たくましく豊かに成長していくことが、宮古島市が将来にわたって発展していくことの礎になると考えています。

議案第8号

城辺地区統合中学校用地選定委員会設置要綱（案）について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年6月22日提出

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

城辺地区統合中学校用地に関し、必要な事項を調査審議するためには、城辺地区統合中学校用地選定委員会を設置する必要があるため、本案を提案します。

別紙

城辺地区統合中学校用地選定委員会設置要綱（案）

（設置）

第1条 城辺地区統合中学校用地に関し、必要な事項を調査審議するため、城辺地区統合中学校用地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 城辺地区4中学校の既存の施設活用を前提とした、統合中学校の用地選定に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者の中から教育長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 副市長
- (2) 企画政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 建設部長
- (5) 農林水産部長
- (6) 教育部長
- (7) 生涯学習部長
- (8) 宮古教育事務所長
- (9) 城辺地区中学校統合計画策定委員会委員長
- (10) 城辺地区地域づくり協議会副会長
- (11) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育長が必要と認める期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長に教育部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(報償費及び費用弁償)

第7条 委員に対する報償費及び費用弁償は、予算の範囲内で決定し、これを支払うこととする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は学校規模適正化対策班において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は公布の日から施行する。